

1. 令和6年度 保険料率について

(1) 健康保険料率について

- ① 令和6年度の調整保険料率が0.157%から0.150%へ減少しましたが、健康保険料率の合計は9.5%で維持し、差額を一般保険料率で調整する事とします。
- ② 被保険者と事業主との負担割合は、従来通り50:50とします。

(注) 調整保険料・・・健保組合間の財政不均衡の調整の為、保険料の一部を健保連に拠出して、再配分されるものです。

※健康保険料率推移

(単位：%)

区 分		負担割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般保険料	事業主	50	4.6850	4.6850	4.6850	4.6740	4.6715	4.6750
	被保険者	50	4.6850	4.6850	4.6850	4.6740	4.6715	4.6750
	計	100	9.3700	9.3700	9.3700	9.3480	9.3430	9.3500
調整保険料	事業主	50	0.0650	0.0650	0.0650	0.0760	0.0785	0.0750
	被保険者	50	0.0650	0.0650	0.0650	0.0760	0.0785	0.0750
	計	100	0.1300	0.1300	0.1300	0.1520	0.1570	0.1500
健康保険料合計		-	9.5000	9.5000	9.5000	9.5000	9.5000	9.5000

(2) 介護保険料率について 変更ありません。

※介護保険料率推移

(単位：%)

区 分		負担割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護保険料	事業主	50	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925
	被保険者	50	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925
	計	100	1.850	1.850	1.850	1.850	1.850	1.850

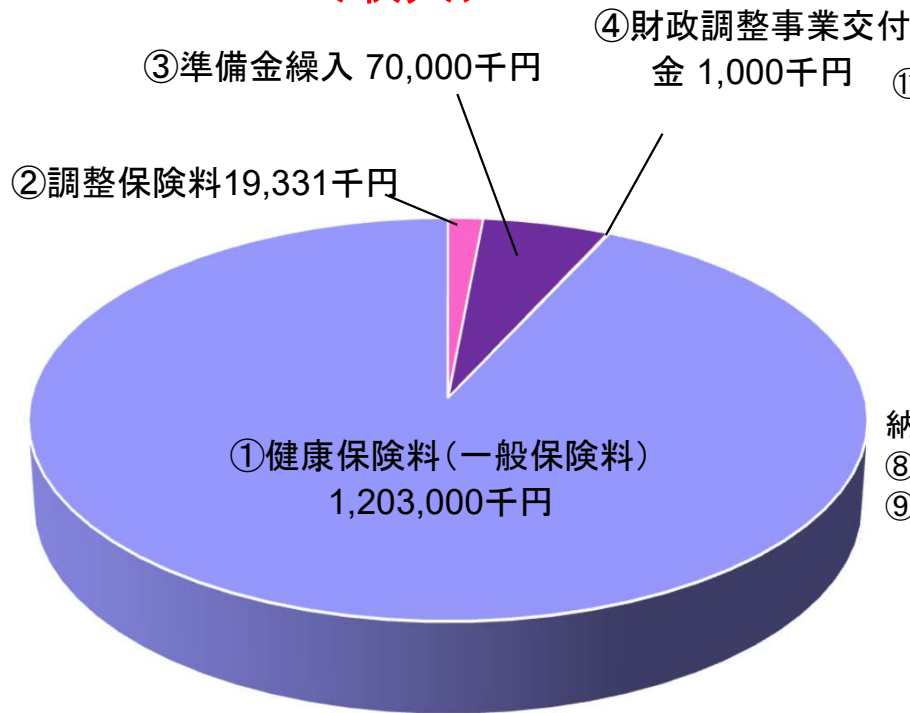
2. 令和6年度 収入支出予算について

(1) 収入支出予算(一般勘定)

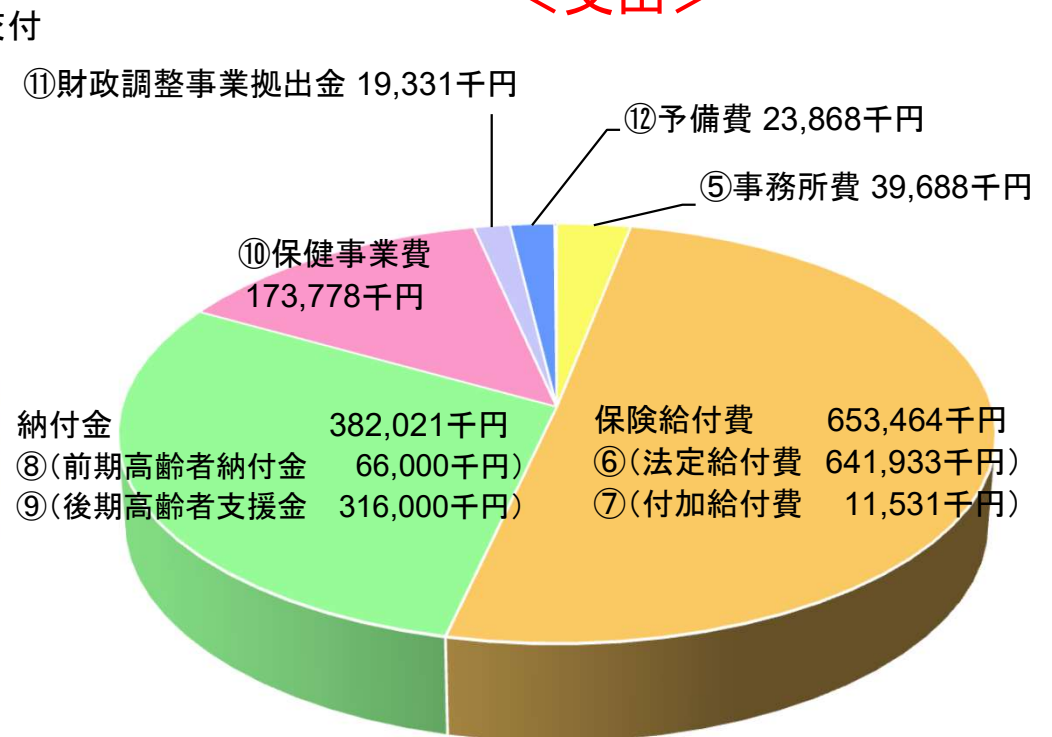
収入			支出		
科目	金額(千円)	構成比	科目	金額(千円)	構成比
健康保険料収入	1,203,000	93.01%	事務所費	39,688	3.07%
調整保険料収入	19,331	1.50%	保険給付費(法定・付加)	653,464	50.52%
準備金繰入	70,000	5.41%	納付金	382,021	29.54%
財政調整事業交付金	1,000	0.08%	(前期高齢者納付金)	(66,000)	(5.10%)
その他	42	0.00%	(後期高齢者支援金)	(316,000)	(24.43%)
			保健事業費	173,778	13.44%
			財政調整事業拠出金	19,331	1.49%
			予備費	23,868	1.85%
			その他	1,223	0.09%
合計	1,293,373	100.00%	合計	1,293,373	100.00%

(1) 収入支出予算(一般勘定)

<収入>



<支出>



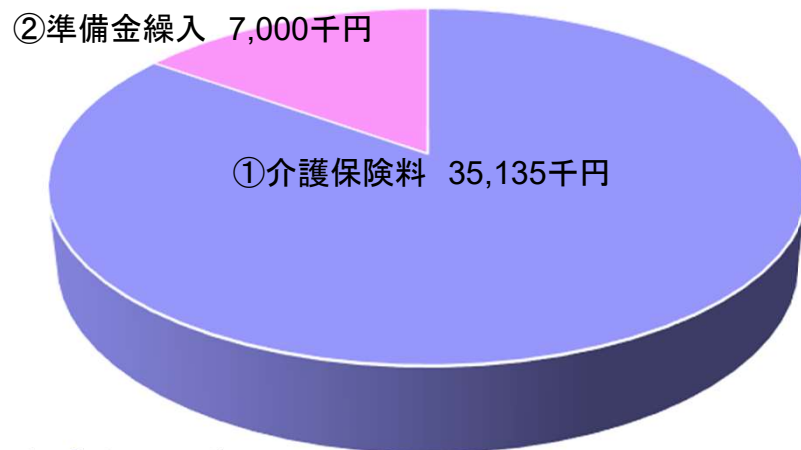
(注)各科目の説明

- ①健康保険料(一般保険料)(健康保険事業に要する費用に充てる為、一般保険料率に基づいて徴収(事業主と折半))
- ②調整保険料(財政逼迫の健保組合を支援する為に健保連に拠出する原資として、一般保険料とは別に徴収(事業主と折半))
- ③準備金繰入(保険料収入の不足を補う為、準備金の一部を取り崩したもの)
- ④財政調整事業交付金(高額な医療費の発生による健保財政悪化を防止する為、健保連に拠出した⑪の原資から交付される)
- ⑤事務所費(事務所の運営費用(業務委託料、事務所賃料、事務機器リース料、通信運送費、消耗品費等))
- ⑥法定保険給付費(法令で定められた被保険者及び被扶養者の療養費、傷病手当金、出産手当金、出産手当一時金等)
- ⑦付加給付費(当健保組合が独自に付加する給付費(出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金、合算高額療養費付加金等))
- ⑧前期高齢者納付金(65歳以上75歳未満の方を対象とした、国民健康保険と健保組合間の医療費負担を調整する為の制度であり、前期高齢者の加入者の多い国民健康保険への財源支援)
- ⑨後期高齢者支援金(75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の4割を健保組合が負担)
- ⑩保健事業費(特定健診事業費、特定保健指導事業費、保健指導宣伝費、疾病予防費(健診費用、インフルエンザ予防接種費用補助)等)
- ⑪財政調整事業拠出金(調整保険料として徴収した原資を健保連に拠出して、健保組合間の財政の不均衡を調整)
- ⑫予備費(予算超過の支出または予算外の支出に充てられるもの)

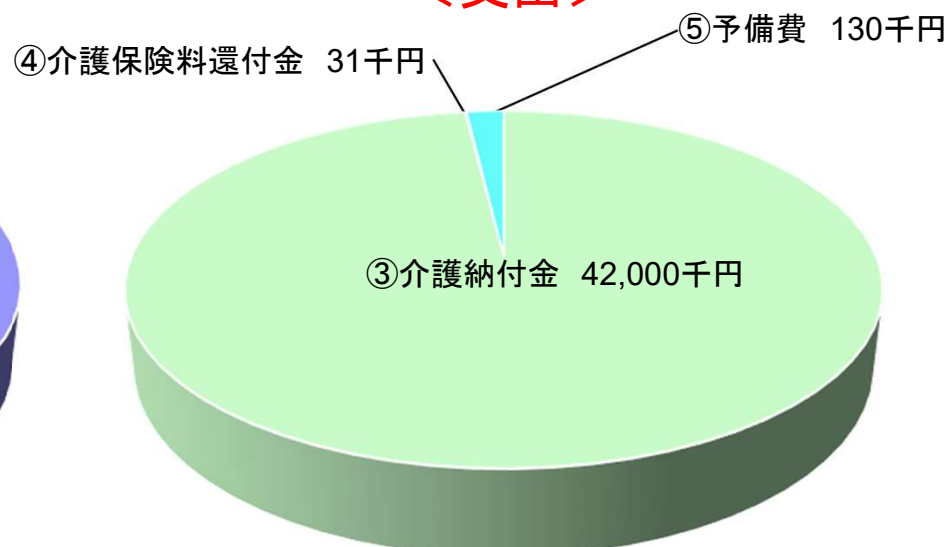
(2) 収入支出予算(介護勘定)

収入			支出		
科目	金額(千円)	構成比	科目	金額(千円)	構成比
介護保険料	35,135	83.3%	介護納付金	42,000	99.6%
準備金繰入	7,000	16.6%	介護保険料還付金	31	0.1%
その他	28	0.1%	予備費	130	0.3%
			その他	2	0.0%
合計	42,163	100.0%	合計	42,163	100.0%

<収入>



<支出>



(注)各科目の説明

- ①介護保険料(介護納付金を納める為に、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収する保険料(事業主と折半))
- ②準備金繰入(介護納付金の支払において不足が生じた場合に充てるもの)
- ③介護納付金(介護保険制度において、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収する納付金であり、同基金はこの納付金を各市町村に介護給付交付金として交付する)
- ④介護保険料還付金(被保険者の資格喪失等に伴う介護保険料の還付金)
- ⑤予備費(予算超過の支出または予算外の支出に充てられるもの)

3. 令和6年度 主な事業計画について

(1) 事業主との連携により、健康診断受診率の向上を図る。

※内容は令和5年度と同様です。

①基本健診

(注)対象年齢は、健診受診年度末(3月31日時点)の年齢とします。

	健診種目	対象年齢	対象者	自己負担額	
				契約医療機関	契約外医療機関
基本健診	・人間ドック	40歳以上 74歳以下	被保険者 被扶養者	0円	55,000円(税込)を上限とし、 超過分は自己負担
	・生活習慣病健診	35歳以上 39歳以下	被保険者 被扶養者	0円	30,000円(税込)を上限とし、 超過分は自己負担
	・定期健康診断	34歳以下	被保険者 被扶養者	0円	15,000円(税込)を上限とし、 超過分は自己負担

②オプション検査

	健診種目	対象年齢	対象者	自己負担額	
				契約医療機関	契約外医療機関
オプション検査	・婦人科検診 ①乳がん検診 (マンモ、超音波のどちらか一方) ②子宮がん検診 (子宮頸部細胞診・内診)	35歳以上 74歳以下	女性被保険者 女性被扶養者	①乳がん検診と②子宮がん検診を合わせて 13,000円(税込)を上限とし、超過分は自己負担	
	・脳ドック (MRI・MRA)	50歳以上 74歳以下	被保険者 被扶養者	32,400円(税込)を上限とし、超過分は自己負担	

③受診期間 (健康診断予約システム稼働日は別途お知らせします。)

被保険者 令和6年4月～令和6年9月末 ※令和6年10月～令和7年3月は「深夜業の特定業務従事者の健診」に特化
被扶養者 令和6年4月～令和7年3月末

3. 令和6年度 主な事業計画について

	健診種目	対象年齢	対象者	自己負担額	
				契約医療機関	契約外医療機関
その他	・歯科検診	74歳以下	被保険者	2,500円(税込)を上限とし、超過分は自己負担	
	・インフルエンザ予防接種	74歳以下	被保険者 被扶養者	2,000円(税込)を上限とし、超過分は自己負担	

- ・歯科検診は令和6年4月～令和7年2月末迄の受診分を3月末迄に請求。
- ・インフルエンザ予防接種は令和6年10月～令和7年2月末迄の接種分を3月末迄に請求。

(2) 特定保健指導の着実な実施。

	項目	対象者	指導内容
特定保健指導	・動機付け支援	40歳以上被保険者の内、基準該当者 40歳以上被扶養者の内、基準該当者	管理栄養士によるICT面談を実施
	・積極的支援	40歳以上被保険者の内、基準該当者 40歳以上被扶養者の内、基準該当者	管理栄養士によるICT面談を実施

(3) 医療費通知及びジェネリック差額通知を活用した医療費への意識向上を図る。

- ・健保ホームページ等を活用した啓蒙(継続)。

3. 令和6年度 主な事業計画について

(4) ウォーキングキャンペーンの実施。

- ・「ココカラダイアリー」を活用したウォーキングキャンペーンや健康イベントを実施(予定)。

(5) カフェテリアポイントの利用促進。

- ・4月1日現在の被保険者及び被扶養者に5,000ポイント付与(継続)。
- ・未利用者への失効ポイント数等案内(令和7年2月及び3月)。

<付与基準>

	付与内容	対象者	ポイント	付与期間
カフェテリア ポイント	・加入者一律付与	被保険者 被扶養者	5,000ポイント	令和6年4月～令和8年3月31日 ※中途入社の場合は、入社日以降最初の付与日から 令和8年3月31日まで
	・ウォーキングキャンペーン (第1回目:5月予定)	条件達成者 7,000歩以上/日	2,000ポイント	付与日から2年後の応当日まで
	・ウォーキングキャンペーン (第2回目:11月予定)	条件達成者 7,000歩以上/日	2,000ポイント	付与日から2年後の応当日まで